

9. 子ども・教育



家計急変を理由とする奨学金貸与制度

被災などによって家計が急変し、経済的困難が継続するため、高等学校や大学への修学が困難となった人へ、奨学金を無利子で貸与します。

対象者(全てに該当する人)

- ・宇城市に居住する人の被扶養者
- ・学校(高等学校、専修学校、高等専門学校、短期大学、大学)に在学している
- ・父母などが被災などの影響で収入が減少するなど、家計が急変したこと
- ・家計急変後に見込まれる1年間の所得が、宇城市奨学金の所得要件を満たすこと

提出書類

- ①奨学金貸付申請書
- ②生計を一にする世帯全員の住民票の写し
- ③生計を一にする世帯全員の所得証明書の写し
- ④在学証明書
- ⑤家計急変の事由に関する書類

提出先 教育総務課(本庁3階33番窓口)

☎ 教育総務課 ☎32-1907

教科書および学用品を支給します

対象

住家の全壊や半壊、床上浸水などにより、学用品を喪失するなどし、就学上支障のある児童、生徒
※現物支給です。
※ご家庭の被害状況は罹災証明書で確認します。

支給対象品目

- ①教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集など
- ②文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵の具、画筆、画用紙、下敷き、定規など)
- ③通学用品(傘、靴、長靴など)
- ④その他の学用品(運動靴、体育着、リコーダー、鍵盤ハーモニカ、工作用具、裁縫用具など)

申請方法

在籍する学校に申請書と罹災証明書の写しを提出
※罹災証明書の発行が遅くなる人は、後日提出も可

☎ 教育総務課 ☎32-1907

10. 農業



農地・農業用施設の災害の復旧

農地・農業用施設が被災した際には、被災の規模によって国や市の補助金が活用できる場合があります。詳しくは問い合わせ先にご連絡ください。

対象

被災した田畑(耕作放棄地は除く)、ため池・頭首工・水路・農道などの農業用施設(受益戸数2戸以上)
※可能な範囲で現地の写真を持参ください。

☎ 農林水産課 ☎32-1651
三角支所経済建設課 ☎53-1111
小川支所経済建設課 ☎43-1111
豊野支所経済建設課 ☎45-2111

農作物や個人所有の農業施設、機械などに被害があったら写真撮影を

今後、被災事業が発動した場合、被災状況写真の提出を求められる場合がありますので、写真撮影をお願いします。
※写真撮影をしないまま片付けや撤去をすると、被害状況の確認が困難になり、支援を受けられなくなる恐れがあります。

撮影のポイント

共通	・被災した農作物や施設、機械の近景 ・撮影日時 ・被災箇所(被災状況)
農作物	・被災ほ場の全景(被害面積を記録)
施設	・被災施設の全景(前、後ろ、左右の4方向から撮影) ・農業経営に使用していた状況
機械	・被災機械の全景 ・型式番号プレートなどの能力などが確認できるもの ・アタッチメントなどの装備状況

☎ 農政課 ☎32-1641

11. イベントの中止



2025宇城市小川町ふるさと祭り

☎ 小川支所経済建設課 ☎43-1111

8. 福祉・健康



豪雨災害後の熱中症予防

浸水が原因で家庭用エアコンの室外機が故障し、冷房が使えないケースが相次ぎ、熱中症のリスクが非常に高まっています。

日常生活にはもちろん、災害後の清掃作業時などは、以下のポイントを意識しましょう。

- ①こまめな休憩(30分~1時間に1回程度)
- ②喉が渇く前に十分な水分補給
- ③ぬれタオルで首元や脇の下などを冷やす
- ④無理をしない

エアコンが使えない人や、長時間作業で体が熱くなった人は、ぜひ近くのクーリングシェルターをご活用ください。(詳しくは21ページ)



☎ 健康づくり推進課 ☎32-7100

健康相談

今回の豪雨被害にあわれた人たちの健康相談を受け付けています。

下記までお問い合わせください。

☎ 健康づくり推進課 ☎32-7100

電気料金などの特別措置

内容

- ①電気料金の支払い期日の延長
- ②不使用月または不使用日の電気料金の免除
- ③工事費負担金などの免除
- ④基本料金の免除

☎ 九電ネクスト(株) ☎0120-761-386

豪雨災害義援金の受け付け

受付方法

①口座振り込み

金融機関名	熊本宇城農業協同組合 本所		
種別	普通	口座番号	0002654
口座名義	宇城市令和7年8月豪雨災害義援金(ウキシレイワナナネンハチガツゴウサイガイギエンキン)		

②窓口受付 社会福祉課、各支所総合窓口課

受付期間 8月21日(金)~10月31日(金)(予定)

☎ 社会福祉課 ☎32-1387

福祉用具の再給付

対象者(全て該当する人)

- ・障がい者手帳を持っている人
 - ・今回の大雨で、以前宇城市から給付を受けた福祉用具の使用ができなくなった人
- ※自己負担などで購入したものは対象になりません。
※以前給付を受けた物と同じ物か類似品に限ります。

給付対象品

【障がい者日常生活用具】

介護用ベッド、入浴補助器具、たん吸引器、ネブライザー(吸入器)、ストーマ装具など

【補装具】

車いす、電動車いす、歩行器など

必要書類

- ①障がい者手帳
- ②罹災証明書(写し可)

※罹災証明書の発行が遅くなる人はご相談ください。
※用具によって必要書類が異なります。

☎ 社会福祉課 ☎32-1387

二次被害防止に関するお知らせ

大雨・集中豪雨の後には二次災害の可能性が高いため、少しの雨でも特に注意が必要です。洪水や浸水、がけ崩れ、地すべりにはくれぐれもご注意ください。

たくさんのご支援に感謝します

宇城市では、8月15日(金)から災害ボランティアセンターを開設し、約2週間の活動で、延べ約350人(個人、団体含む)のボランティアの皆さまの参加をいただきました。多大なご支援に感謝いたします。

災害ボランティアセンターは一定程度の収束に向かっていることから8月29日(金)をもって閉所いたしました。

今後は宇城市社会福祉協議会のボランティアセンターにて、引き続き支援を行ってまいります。

